



# 宮 崎 県 公 報

令和4年11月4日(金曜日) 第354号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1
- 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則の一部を  
改正する規則…………… (森林経営課) 1
- 宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則… (観光推進課) 3

### 告 示

- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 17
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 17
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 17

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (8件) … (商工政策課) 18
- 採石業務管理者試験の合格者…………… (企業振興課) 21
- 公共測量の実施の通知 (8件) …………… (管理課) 22

### 企業局企業管理規程

- 企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………22

## 規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第47号

#### 宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(小切手により納付できる区域) 第45条 令第 156条第 1 項第 1 号の規定により知事が定める区域は、 <u>小切手により納付しようとする指定金融機関等が加入している手形交換所 (手形交換を委託している金融機関にあっては委託先の金融機関が加入している手形交換所) の手形交換取扱地域とする。</u>	(小切手により納付できる区域) 第45条 令第 156条第 1 項第 1 号の規定により知事が定める区域は、 <u>全国の区域とする。</u>
(口座振替の方法による支出) 第71条 令第 165条の 2 の規定により知事が定める金融機関は、 <u>指定金融機関と為替取引のある金融機関及び指定金融機関が加盟している手形交換所において交換振込みの参加を認められた金融機関とする。</u>	(口座振替の方法による支出) 第71条 令第 165条の 2 の規定により知事が定める金融機関は、 <u>指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。</u>
2・3 [略]	2・3 [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第48号

#### 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則の一部を改正する規則

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則 (平成17年宮崎県規則第84号) の一部を次のように改正する。  
別記様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用不許可通知書

文 書 番 号  
年 月 日

様

宮崎県知事  
(指定管理者) 印

年 月 日付けで申請のあった宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の利用については、下記の理由により許可できないので、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

不許可の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則をここに公布する。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第49号

##### 宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県屋外型トレーニングセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用できるものの範囲）

第2条 センターの各施設又は設備（広告物を掲出するため、知事があらかじめ指定した場所（以下「広告フェンス」という。）を除く。以下「センター施設等」という。）は、5人以上の団体で利用することができる。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、5人未満の団体にセンター施設等を利用させることができる。

（開館時間等）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとし、休館日を火曜日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に定める開館時間及び休館日を変更することができる。

（広告物掲出の基準）

第4条 広告フェンスに掲出することができる広告物は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（1） 縦50センチメートル、横 200センチメートル又は縦60センチメートル、横 150センチメートルであること。

（2） 木製又は金属製のフェンスの壁面に物件を用いて平面的に表示される広告物で、壁面と当該表示面の最前部との間が1センチメートル未満であること。

（利用の許可の申請）

第5条 センター施設等を利用し、又は広告フェンスを利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、センター施設等利用許可申請書（別記様式第1号）又は広告フェンス利用許可申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（利用の許可）

第6条 知事は、前条第2項の規定によりセンター施設等利用許可申請書又は広告フェンス利用許可申請書の提出があった場合において、センター施設等又は広告フェンスの利用の許可をするときは、当該申請者にセンター施設等利用許可通知書（別記様式第3号）又は広告フェンス利用許可通知書（別記様式第4号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者にセンター施設等利用不許可通知書（別記様式第5号）又は広告フェンス利用不許可通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付すことができる。

（許可の基準）

第7条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センター施設等又は広告フェンスの利用を許可しないものとする。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（2） センター施設等又は広告フェンスをき損するおそれがあると認めるとき。

（3） その他センターの管理運営上支障があると認めるとき。

（利用許可の取消しの申出）

第8条 第6条第1項の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が利用の許可の取消しの申出をするときは、センター施設等利用許可取消申出書（別記様式第7号）又は広告フェンス利用許可取消申出書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定によるセンター施設等利用許可取消申出書又は広告フェンス利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

（利用の制限及び利用時間の設定）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、区域を定めて、センターの利用を制限することができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、センター施設等の全部又は一部について、利用開始又は利用停止の時間を設定することができる。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第10条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条及び第3条の規定並びに第5条から前条第1項までの規定（センター施設等の利用に係るものに限る。）の適用については、第2条中「知事は、特別の事情があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特別な事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第3条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第5条から前条第1項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金の支払）

第11条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者にセンター施設等の利用料金（条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第12条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第9号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第13条 条例第10条の2第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 事業計画の内容が、本県のスポーツ振興及び観光の振興に繋がるものであるほか、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- (2) その他知事が必要と認める基準

（指定管理者が行う業務）

第14条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
- (2) 緊急時の対応に関する業務
- (3) 利用者の意見等の把握に関する業務
- (4) 自主事業の実施に関する業務
- (5) 広報に関する業務
- (6) その他知事が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第15条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なセンターの管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) センターの整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他知事が必要と認める基準

（利用料金の承認）

第16条 指定管理者は、条例第10条の5第3項に規定する知事の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第10号）に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

第17条 条例第10条の5第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 知事が定める基準により利用料金を減額し、又は免除する場合
- (2) 災害その他特別の事情による利用で知事が特に必要と認める場合
- (3) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ知事の承認を受けたとき。

（協定書の締結）

第18条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- (2) 第15条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営の適正を期するために必要な事項

（事業報告書等の提出）

第19条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) センターの指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、センターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第21条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記  
様式第 1 号 (第 5 条関係)

センター施設等利用許可申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事  
(指 定 管 理 者)

殿  
殿)

申請者 住所  
氏名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宮崎県屋外型トレーニングセンターの施設等の利用の許可を受けたいので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

利用目的及び内容	
利用する施設及び附属設備並びにその利用期間	1 サッカー・ラグビー場 ( 全面 半面 ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 ( 全面 半面 ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	2 多目的グラウンド ( 全面 半面 トラックのみ ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 ( 全面 半面 トラックのみ ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	3 室内練習場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	4 ホール ( トレーニングルーム ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	5 第 1 ミーティングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	6 第 2 ミーティングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用する備品の名称及び数量	
利用人員	人
利用者名及び責任者名	電話 ( )
備考	

注 1 該当する番号及び項目を○で囲んでください。

注 2 利用料金を前納しないことについて承認を申請する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

## 広告フェンス利用許可申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

申請者 住所  
氏名〔 法人その他の団体にあつては、主  
たる事務所の所在地、名称及び代  
表者の氏名 〕

宮崎県屋外型トレーニングセンター内の広告フェンスの利用の許可を受けたいので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 5 条第 2 項の規定により、以下のとおり申請します。

行 為 の 期 間	広告フェンスの利用
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 年 月 日 から まで
行 為 の 場 所	
※ 使 用 料	

（注）※印の欄は、記入しないでください。

備考

申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- ・ 広告物の種類及び個数並びに規格及び寸法の概要を記載した書類

様式第 3 号 (第 6 条関係)

センター施設等利用許可通知書

年 月 日

殿

宮 崎 県 知 事 印  
(指 定 管 理 者 印)

年 月 日付けで申請のあったセンター施設等の利用については、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

利用目的及び内容	1 サッカー・ラグビー場 ( 全面 半面 ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 ( 全面 半面 ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 2 多目的グラウンド ( 全面 半面 トラックのみ ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 ( 全面 半面 トラックのみ ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 3 室内練習場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 4 ホール (トレーニングルーム) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 5 第 1 ミーティングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 6 第 2 ミーティングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用人員	人
許可条件	
利用料金	金 円
備考	

注 この利用許可通知書は、施設を利用する際、係員に提示してください。



様式第 4 号 (第 6 条関係)

## 広告フェンス利用許可通知書

年 月 日

殿

宮 崎 県 知 事 印

年 月 日付で申請のあった広告フェンスの利用については、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

行 為 の 種 類	広告フェンスの利用
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
行 為 の 場 所	
使 用 料	
許 可 条 件	
備 考	

様式第 5 号（第 6 条関係）

センター施設等利用不許可通知書

年 月 日

殿

宮 崎 県 知 事 印  
(指 定 管 理 者 印)

年 月 日付けで申請のあったセンター施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

広告フェンス利用不許可通知書

年 月 日

殿

宮 崎 県 知 事 印

年 月 日付けで申請のあった広告フェンスの利用については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

センター施設等利用許可取消申出書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿  
(指 定 管 理 者 殿)

申請者 住所  
氏名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

センター施設等の利用を中止したいので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 8 条第 1 項の規定により、利用許可の取消しの申出をします。

利用目的及び内容  利用する予定であった施設及び附属設備並びにその利用を予定していた期間	1 サッカー・ラグビー場 ( 全面 半面 ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 ( 全面 半面 ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 2 多目的グラウンド ( 全面 半面 トラックのみ ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 ( 全面 半面 トラックのみ ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 3 室内練習場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 照明設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 4 ホール ( トレーニングルーム ) 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 5 第 1 ミーティングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 6 第 2 ミーティングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 空調設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 人 員	人
取消しの申出をする理由	(空白)

注 1 該当する番号及び項目に○を囲んでください。  
 注 2 取消しに係る利用許可通知書を添付してください。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

## 広告フェンス利用許可取消申出書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

申請者 住所  
氏名〔 法人その他の団体にあつては、主  
たる事務所の所在地、名称及び代  
表者の氏名 〕

広告フェンスの利用を中止したいので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則  
第 8 条第 1 項の規定により、利用許可の取消しの申出をします。

行 為 の 種 類	広告フェンスの利用
行 為 の 内 容	
行 為 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
行 為 予 定 場 所	
取 消 し の 申 出 を す る 理 由	

注 取消しに係る利用許可通知書を添付してください。

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所在地

団体名

代表者氏名 印

宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第 10 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

様式第 10 号 (第 16 条関係)

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所在地

団体名

代表者氏名 印

宮崎県屋外型トレーニングセンターの利用料金を別紙のとおり定めたいので、公の施設に関する条例第 10 条の 5 第 3 項の規定により承認を申請します。

別紙

〔利用料金表〕

施設	基 準			
	区 分	単 位	金 額	
サッカー・ラグビー場	全面を利用する場合	4 時間まで	円	
		4 時間を超え 8 時間まで	円	
		8 時間を超え 1 時間増すごとに	円	
	半面を利用する場合	4 時間まで	円	
		4 時間を超え 8 時間まで	円	
		8 時間を超え 1 時間増すごとに	円	
多目的グラウンド	全面を利用する場合	4 時間まで	円	
		4 時間を超え 8 時間まで	円	
		8 時間を超え 1 時間増すごとに	円	
	半面を利用する場合	4 時間まで	円	
		4 時間を超え 8 時間まで	円	
		8 時間を超え 1 時間増すごとに	円	
トラックのみを利用する場合	1 人 1 回につき 4 時間まで	円		
	1 人 1 回につき 4 時間を超え閉館時間まで	円		
室内練習場		1 時間につき	円	
ホール		1 時間につき	円	
第 1 ミーティングルーム		1 時間につき	円	
第 2 ミーティングルーム		1 時間につき	円	
附属設備	照明設備	サッカー・ラグビー場	全面を利用する場合 1 時間につき	円
			半面を利用する場合 1 時間につき	円
		多目的グラウンド	全面を利用する場合 1 時間につき	円
			半面を利用する場合 1 時間につき	円
		トラックのみを利用する場合 1 団体 1 時間につき	円	
	空調設備	室内練習場	1 時間につき	円
		ホール	1 時間につき	円
		第 1 ミーティングルーム	1 時間につき	円
第 2 ミーティングルーム		1 時間につき	円	

備考

- 「全面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の 2 分の 1 を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の 2 分の 1 以下を利用する場合をいう。
- 8 時間を超える利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間として計算する。
- 1 時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において 1 時間に満たない端数があるときは、その端数は 1 時間とする。



## 告 示

## 宮崎県告示第 735号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-15	映画	美乳若妻と巨乳女将 蕩けるお宿	山内組 ＜オーピー映画＞	令和4年10月20日
4年-16	映画	誘惑ママさん レッツラ性春！	国沢組 ＜オーピー映画＞	
4年-17	映画	北斎春画	サクラプロジェクト	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

## 宮崎県告示第 736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年11月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字椎葉7964番1地先から同郡同町同大字同字7970番1地先まで	旧	6.1～26.0	155.6
				新	13.3～33.6	155.6

## 宮崎県告示第 737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年11月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
50	県道	諸塚高	西臼杵郡高	旧	13.1～	96.6

	千穂線	千穂町大字向山字椎葉7971番1地先から同郡同町同大字字大野平5346番3地先まで	新	31.0	19.2～33.2	96.6
--	-----	---	---	------	-----------	------

## 宮崎県告示第 738号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 亀沢地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	えびの市大字亀沢字山崎44番2
2	“ 大字柳水流字中棚 355番1
3	“ “ “ 355番1
4	“ “ “ 357番
5	“ “ 字幣田 379番1
6	“ 大字亀沢字野添 141番
7	“ “ “ 139番1
8	“ “ “ 139番
9	“ “ “ 118番1
10	“ “ “ 116番1

11	〃	〃	〃	116番3
12	〃	〃	〃	114番1地先水路敷
13	〃	〃	〃	112番地先水路敷
14	〃	〃	〃	113番
15	〃	〃	〃	113番
16	〃	〃	〃	113番
17	〃	〃	〃	113番3

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス加納店  
宮崎市清武町加納4丁目11番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
東京都千代田区麴町5丁目1番地1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
東京都千代田区麴町5丁目1番地1  
（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
東京都千代田区麴町5丁目1番地1
- 4 変更の年月日  
令和4年4月1日
- 5 変更する理由  
代表者氏名変更のため
- 6 届出年月日  
令和4年10月13日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和4年11月4日から令和5年3月6日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
令和4年11月4日から令和5年3月6日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一  
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号  
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 10717番地1  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町1丁目3番5号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二  
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号  
コネクシオ株式会社 代表取締役 直田宏  
東京都新宿区西新宿8丁目17番1号  
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6  
株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
宮崎市橋通西5丁目6番7号アルテマイスター 101号室  
株式会社マックハウス 代表取締役 坂下和志  
東京都杉並区梅里1丁目7番7号  
株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三  
大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目16番1号  
（変更後）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号  
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 10717番地1  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町1丁目3番5号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号  
 コネクション株式会社 代表取締役 直田宏  
 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号  
 株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6  
 株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
 宮崎市橋通西5丁目6番7号アルテマイスター 101  
 号室  
 株式会社マックハウス 代表取締役 坂下和志  
 東京都杉並区梅里1丁目7番7号  
 株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三  
 大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目16番1号

- 4 変更の年月日  
 令和4年1月13日
- 5 変更する理由  
 小売業を行う者の所在地変更のため
- 6 届出年月日  
 令和4年10月13日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで
- 9 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 カンナガーデン  
 延岡市愛宕町3丁目4588番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
 東京都千代田区麹町5丁目1番地1
- 3 変更した事項  
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人によっては代表者の氏名  
 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
 東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
 東京都千代田区麹町5丁目1番地1

- 4 変更の年月日  
 令和4年4月1日
- 5 変更する理由  
 代表者氏名変更のため
- 6 届出年月日  
 令和4年10月13日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで
- 9 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ベスト電器B・BNew日南店  
 日南市瀬貝2丁目6番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮  
 東京都港区浜松町2丁目4番1号
- 3 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司  
 福岡県福岡市博多区千代6丁目2番33号  
 (変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野善紀  
 群馬県高崎市栄町1番1号
- 4 変更の年月日  
 吸収合併 令和3年7月9日

<p>代表者の氏名変更 令和4年4月1日</p> <p>5 変更する理由 小売業を行う者の吸収合併及び代表者の氏名変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和4年10月13日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和4年11月4日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス串間店 串間市大字西方6809番2 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町5丁目1番地1</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町5丁目1番地1</p> <p>4 変更の年月日 令和4年4月1日</p> <p>5 変更する理由 代表者氏名変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和4年10月13日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p>	<p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和4年11月4日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル西都店 西都市大字右松1937-1 他22筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町5丁目1番地1</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町5丁目1番地1</p> <p>4 変更の年月日 令和4年4月1日</p> <p>5 変更する理由 代表者氏名変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和4年10月13日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和4年11月4日から令和5年3月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p>
--	---

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和4年11月4日から令和5年3月6日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル新富店

児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番1 外16筆

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町5丁目1番地1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1

## 4 変更の年月日

令和4年4月1日

## 5 変更する理由

代表者氏名変更のため

## 6 届出年月日

令和4年10月13日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和4年11月4日から令和5年3月6日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和4年11月4日から令和5年3月6日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、

意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル都農店

児湯郡都農町大字川北字上助代5474番1 外12筆

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町5丁目1番地1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1

## 4 変更の年月日

令和4年4月1日

## 5 変更する理由

代表者氏名変更のため

## 6 届出年月日

令和4年10月13日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和4年11月4日から令和5年3月6日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和4年11月4日から令和5年3月6日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

令和4年10月14日に実施した第51回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1、2、3

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎地方務局長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業における基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市吉村町、新別府町、阿波岐原町の一部
- 3 作業期間  
令和4年11月1日から令和5年2月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町大字東麓
- 3 作業期間  
令和4年10月14日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業期間  
令和4年10月20日から令和5年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（3級基準点、4級基準点、3級水準点）
- 2 作業地域  
宮崎県西都市茶臼原地内
- 3 作業期間

令和4年7月4日から令和5年3月16日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大字末永
- 3 作業期間  
令和4年10月20日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字上西
- 3 作業期間  
令和4年10月23日から令和4年12月18日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字尾崎
- 3 作業期間  
令和4年10月23日から令和4年11月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字大台場
- 3 作業期間  
令和4年8月11日から令和4年12月26日まで

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年11月4日

## 宮崎県企業局企業管理規程第6号

## 企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（収納小切手の支払地）</p> <p>第43条 令第21条の3第1項第1号の規定により管理者が定める区域は、<u>宮崎市</u>の区域とする。</p> <p>（口座振替の方法による支出）</p> <p>第63条 令第21条の10の規定により管理者が定める金融機関は、<u>出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関及び出納取扱金融機関が加盟している手形交換所において交換振込みの参加が認められた金融機関</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（収納小切手の支払地）</p> <p>第43条 令第21条の3第1項第1号の規定により管理者が定める区域は、<u>全国</u>の区域とする。</p> <p>（口座振替の方法による支出）</p> <p>第63条 令第21条の10の規定により管理者が定める金融機関は、<u>出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

## 附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

--	--